

他の市区町村に住所を変更済みの場合、郵送での転出届ができます

◎市川市から他の市区町村に住所を変更する場合、転出証明書が必要です。

◎通常郵便の場合、転出証明書の返送まで1週間～2週間ほど、お待ちください。

◎転出証明書の発行手数料は無料です。

市川市から、他の市区町村に住所を変更する場合

市川市に必要書類を郵送することで、転出証明書を郵便で請求できます。

市川市から、海外に住所を変更する場合

転出証明書は発行されませんが、転出届は必要です。

住民異動届の【新しい住所】欄に国名のみ書いてください。

郵送での転出届ご案内

①住民異動届・記載例を印刷して、必要事項を記入してください

- ・**届出日**＝住民異動届を書いた日を記入してください。
- ・**異動日**＝新しい住所に住み始めた日を記入してください。
- ・**電話番号または、携帯番号**

②切手を貼った返信用封筒

- ・返信用封筒に【郵便番号】、【新しい住所】、【氏名】を記入して、【料金分の切手】を貼付
- ※速達郵便、書留郵便の場合、料金分の切手を貼付してください。**
※海外に住所を変更する場合、返信用封筒は不要です。

③請求者ご本人の確認書類コピーを同封してください

- ・パスポート、自動車運転免許証など

④市川市で発行された各種証をお持ちの場合、同封してください

- 【国民健康保険証】
- 【介護保険証】
- 【高齢者受給証】
- 【各種医療費助成受給証】
- 【後期高齢者医療被保険者証】など

以上、①から④の書類を同封し、

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市役所 市民課(郵送担当)

に郵送してください。